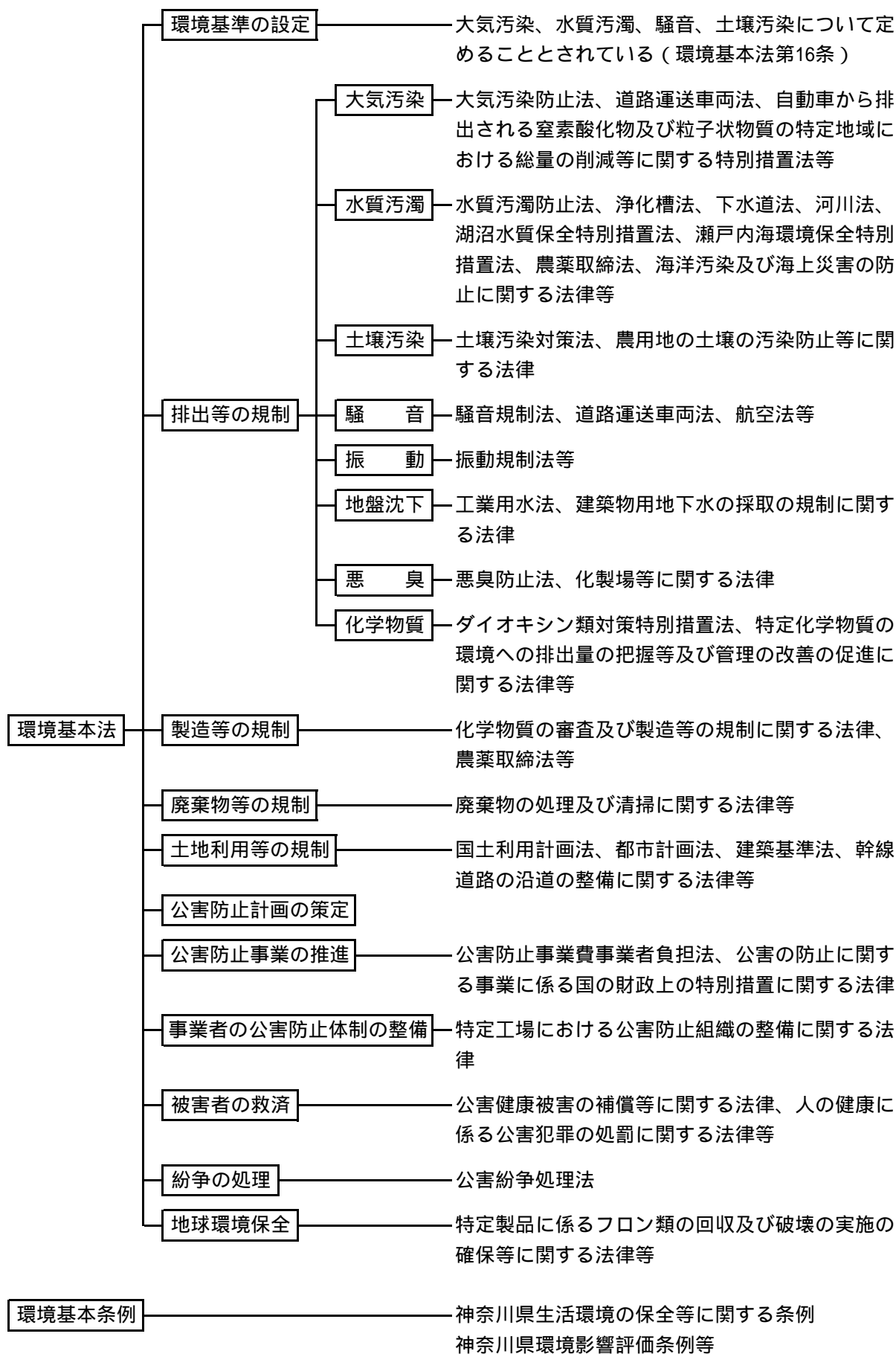


# 1-(1)環境関係法令の体系



## 1-(2)神奈川県環境影響評価条例の概略

### (1)環境アセスメントの対象事業

	事業の種類		事業の種類
1	道路の建設	15	流通団地の造成
2	鉄道、軌道の建設	16	ダムの建設
3	鋼索鉄道、索道の建設	17	取水堰の建設
4	操車場、検車場の建設	18	放水路の建設
5	飛行場の建設	19	土石の採取
6	工場、事業場の建設	20	発生土処分場の建設
7	電気工作物の建設	21	墓地、墓園の造成
8	研究所の建設	22	住宅団地の造成
9	高層建築物の建設	23	学校用地の造成
10	廃棄物処理施設の建設	24	レクリエーション施設用地の造成
11	下水道終末処理場の建設	25	浄水施設及び配水施設用地の造成
12	都市公園の建設	26	土地区画整理事業
13	工業団地の造成	27	公有水面の埋立て
14	研究所団地の造成	28	宅地の造成

### (2)環境アセスメントの評価項目

	評価項目		評価項目
1	大気汚染	11	気象
2	水質汚濁	12	水象
3	土壌汚染	13	地象
4	騒音・低周波空気振動	14	植物・動物・生態系
5	振動	15	文化財
6	地盤沈下	16	景観
7	悪臭	17	レクリエーション資源
8	廃棄物・発生土	18	温室効果ガス
9	電波障害	19	地域分析
10	日照障害	20	安全